2　読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。	
3　読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。	
（麻しん及び風しんの第四期予防接種）	
第三条　読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。	
2　読替え後の令第一条の三第一項の規定による風しんの第四期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。	
3　読替え後の令第一条の三第一項の規定による麻しん及び風しんについて同時に行う第四期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。	
第四条　（略）	
第五条　（略）	
第六条　（略）	

（削る）

第二条　（略）	
第三条　（略）	
第四条　（略）	
（風しんの第五期予防接種）	
第五条　令附則第三項において読み替えて適用する令第一条の三第一項の規定による風しんの第五期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。	
（新設）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六号

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項及び第三条第二項の規定に基づき、特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月一日　農林水産大臣　吉川　貴盛

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定農産加工業）	（特定農産加工業）
第一条　特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「法」という。）第二条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。	**第一条**　特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「法」という。）第二条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　麦加工品製造業（パスタ製造業を含む。）	九　麦加工品製造業
十　砂糖製造業	（新設）
十一　菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。）	（新設）
十二　乳製品製造業	十　乳製品製造業
十三　牛肉調製品製造業	十一　牛肉調製品製造業
十四　豚肉調製品製造業	十二　豚肉調製品製造業
（関連業種）	（関連業種）
第三条　法第三条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。	**第三条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。
一　果実加工食品製造業（第一条第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる業種を除く。）	一　果実加工食品製造業（第一条第一号から第三号までに掲げる業種を除く。）
二～七　（略）	二～七　（略）
八　めん製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限り、パスタ製造業を除く。）	八　めん製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限る。）
九　パン製造業	九　パン製造業
十　せんべい製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限る。）	十　ビスケット製造業（せんべい製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限る。）を含む。）